

【埋葬料(費)添付書類】

被保険者が亡くなった場合

申請者	添付書類
被扶養者	1.市区町村長の埋火葬許可証(写し) 2.死亡診断書(写し) 3.死体検案書(写し) 4.検視調書(写し) ※1～4のうちいずれか1点
被扶養者以外の遺族 (被保険者と同居し、生計維持されていた方) 1～4のうちいずれか1点、a、bの合計3点の添付が必要です。	1.市区町村長の埋火葬許可証(写し) 2.死亡診断書(写し) 3.死体検案書(写し) 4.検視調書(写し) ※1～4のうちいずれか1点 a.申請者の住民票の原本(続柄が記載されているもの) b.被保険者の住民票の除票の原本 c.被保険者の除籍謄本(写し) (a、bの代わりにcでも可)
被扶養者以外の方 (被保険者により生計維持されていた方がいない場合(別居)で、実際に埋葬を行った方) 1～4のうちいずれか1点、a、bの合計3点の添付が必要です。 (特退、任継の方は、cも合わせて4点の添付が必要です)	1.市区町村長の埋火葬許可証(写し) 2.死亡診断書(写し) 3.死体検案書(写し) 4.検視調書(写し) ※1～4のうちいずれか1点 a..埋葬に要した費用の領収書の原本(申請者氏名がフルネームで記載されたもの) b.上記費用の明細書の写し(費用の内訳として品名、数量、単価及び金額が明記してあること) 埋葬に要した費用とは、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、僧侶への謝礼も含まれます。飲食代や香典返しは含みません) ※特退、任継の方は、追加で以下の書類も必要です。 c.被保険者の戸籍謄本(写し) ※埋葬を行った方が複数いる場合(領収書の宛名が複数の場合など)は、「委任状」の添付が必要です。
全員	・健康保険証 ・高齢受給者証(70歳以上の場合) ・限度額適用認定証(交付されている場合)

- ・業務上、通勤途中の事故などが原因で死亡した場合は支給されません。
- ・交通事故等第三者行為による死亡の場合、別途書類の提出が必要ですので、健保組合にご連絡ください。
- ・健康保険の給付を受ける権利は、2年で時効となります。
(埋葬料は死亡日の翌日から、埋葬費は埋葬を行った日の翌日から)
- ・被保険者期間が継続して1年以上である方が資格喪失後3か月以内に死亡した場合は、付加金は支給されません。